農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱

平成 21 年５月 29 日 21 経営第 995 号農林水産事務次官依命通知
平成 30 年３月 28 日 29 経営第 3509 号
令和２年３月 31 日元経営第 3146 号
令和３年３月 29 日２経営第 2994 号
最終改正:令和４年４月１日３経営第 3147 号

第１　趣旨

近年の農業経営は、飼料・肥料価格の高騰等による費用の増加や景気後退による消費減退の影響を受けた農産物価格の低下により、厳しい状況におかれている。

こうした状況を踏まえ、民間金融機関の農業融資に対する姿勢が消極的にならないよう農業者が経営の維持に必要とする資金の円滑な融通を図るため、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）には、その信用保証機能の十分な発揮が求められている。

このため、基金協会が負担する保証債務の弁済に充てるための経費の交付を内容とする農業経営維持支援緊急保証事業を実施し、経営意欲のある農業者の資金繰りを支援することとする。

第２　事業の実施

１　事業実施主体

事業実施主体は、基金協会とする。

２　事業の内容

本事業は、事業実施主体に対し、（１）の対象資金に係る債務保証の引受を行ったものについての代位弁済に要する経費（以下「代位弁済に充てる経費」という。）について、（２）の助成割合で助成を行う事業とする。

（１）対象資金

農業経営の維持に必要な資金であって、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める資金（経営局長が別に定める期間内に基金協会の保証契約が締結されたものに限る。）

（２）助成割合

代位弁済に充てる経費の１０分の９。

第３　第２の２（１）の対象資金の代位弁済に充てる経費のための資金（以下「資金」という。）の運用管理

１　基金協会は、次の方法により資金を運用できるものとする。

（１）農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第１項第３号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

（２）国債証券、地方債証券又は昭和 41 年７月 25 日大蔵省・農林省告示第１号（農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券）に定める有価証券の保有

２　資金の運用収入及び資金の取崩しによる収入は、代位弁済に充てる経費及びその充当に必要な事務に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

３　代位弁済に充てる経費の充当に必要な事務に要する経費の額は、本事業完了（本事業に係るすべての資金について保証債務に係る貸付金の償還が終了した時点のことをいう。）までの当該事務に要する経費の見込総額が資金の同時期までの運用収入の総額の範囲内であり、かつ、代位弁済に充てる経費の充当に支障を来さない

ように定めなければならない。

第４　資金に係る管理計画の作成等

１　事業実施主体は、毎年度、別記様式第１号により、資金の運用管理及び本事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、毎年度、資金の運用管理及び本事業について、別記様式第２号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後２か月以内に地方農政局長に提出するものとする。

３　事業実施主体は、１の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第３号による管理変更計画書を地方農政局長に提出しなければならない。

４　事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と資金の運用管理及び本事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

５　事業実施主体は、本事業が完了した場合は、別記様式第４号により事業完了実績報告書を作成し、事業完了後２か月以内に地方農政局長に提出するものとする。

第５　経理の区分

基金協会は、本事業の資金については、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第６　国の助成

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより代位弁済に充てる経費の一部について、補助するものとする。

第７　国庫への返還

事業実施主体は、本事業が完了したときにおいて、資金に残額（回収金及び第３の規定に基づく運用の結果生じた運用益を含む。）が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

また、本事業が完了する前であっても、資金に使用する見込みのない残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

第８　指導監督

地方農政局長は、事業実施主体の事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

第９　その他

１　本事業を実施する基金協会が、本事業の対象となる債務保証を行ったときの代位弁済等の手続等は、基金協会が別に定めるものとする。

２　平成 21 年度における資金に係る管理計画の提出期限は、第４の１の規定にかかわらず、この要綱の施行後 30 日以内に提出するものとする。

附　則（平成 30 年３月 28 日 29 経営第 3509 号）

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 31 日元経営第 3146 号）

この要綱は、令和２年３月 31 日から施行する。

附　則（令和３年３月 29 日２経営第 2994 号）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
2　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年４月１日３経営第3147号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別記様式　第１号（第４の１関係）

年度　農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画書

番　　　　　号
年　　月　　日

○○農政局長　殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住　所
○○○農業信用基金協会会長理事

農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第４の１の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

１　資金の管理計画

（単位：千円）

科　　　目	金　　　額
１．資金増減 (1) 期首資金残高 (2) 資金造成額 (3) 資金取崩し額 (4) 差引資金残高(A)	
２．収入支出 (1) 収入 ① 前期繰越金 ② 補助金収入 ③ 資金運用収入 ④ 資金取崩し ⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出 ① 資金造成費 ② 代位弁済に充てる経費 ③ 事務費 ④ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
３．資金運用残高 期末資金残高(A) 次期繰越金(D)	
合　　計	

２　農業経営維持支援緊急保証事業計画

（単位：千円）

対象資金	期首保証残高	新規引受額	約定償還額	代位弁済額	期末保証残高
農業経営負担軽減支援資金					
畜産特別資金					
家畜飼料特別支援資金					
合　計					

３　資金運用計画

（資金運用平均残高）　（平均運用利回り）　（資金運用益収入）

千円　×　％　＝　千円

４　添付書類

資金の運用管理及び農業経営維持支援緊急保証事業に関する事業計画書、収支予算書、当該事業年度以降の農業経営維持支援緊急保証事業完了予定年度までの資金の運用見込書及び業務方法書

（注１）添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注２）添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式　第２号（第４の２関係）

年度　農業経営維持支援緊急保証事業資金管理実績報告書

番　　　　　号
年　　月　　日

○○農政局長　殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住　所
○○○農業信用基金協会会長理事

上記の事業について、農業経営維持支援緊急保証事業において代位弁済に充てる経費として使用したので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第４の２の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　資金の管理実績

（単位：円）

科　　　目	金　　　額
１．資金増減 (1) 期首資金残高 (2) 資金造成額 (3) 資金取崩し額 (4) 差引資金残高(A)	
２．収入支出 (1) 収入 ① 前期繰越金 ② 補助金収入 ③ 資金運用収入 ④ 資金取崩し ⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出 ① 資金造成費 ② 代位弁済に充てる経費 ③ 事務費 ④ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
３．資金運用残高 期末資金残高(A) 次期繰越金(D)	
合　　計	

２　農業経営維持支援緊急保証事業実績

（単位：件、円）

対象資金名	支　出　額	
	件　　数	金　　額
農業経営負担軽減支援資金		
畜産特別資金		
家畜飼料特別支援資金		
合　　計		

３　資金運用実績

（資金運用平均残高）　（平均運用利回り）　（資金運用益収入）

円×　％　＝　円

４　添付書類

貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書

（注１）添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注２）添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式　第３号（第４の３関係）

年度　農業経営維持支援緊急保証事業資金管理変更計画書

番　　　　　号
年　　月　　日

〇〇農政局長　殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住　所
〇〇農業信用基金協会会長理事

年　月　日付け　　第　　　　号で提出した上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第４の３の規定に基づき提出する。

記

１　計画変更理由

２　変更後管理計画

別記様式　第４号（第４の５関係）

年度　農業経営維持支援緊急保証事業完了実績報告書

番　　　　　号
年　　月　　日

〇〇農政局長　殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住　所
〇農業信用基金協会会長理事

農業経営維持支援緊急保証事業について、事業が完了したので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第４の５の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．事業の完了年月日

２．事業の実績

(1)収入支出　（単位：円）

（収入） 資金(補助金収入) 資金取崩し 運 用 収 入 その他の収入		（支出） 代位弁済 事 務 費	
合　　計		合　　計	
		（差引資金残高）	

(2)　農業経営維持支援緊急保証事業実績　（単位：件、円）

対象資金名	支　出　額	
	件　　数	金　　額
農業経営負担軽減支援資金		
畜産特別資金		
家畜飼料特別支援資金		
合　　計		

３．残余財産目録

（注）預金等については残高証明書（写）等を添付のこと。